

## 令和2年中標津町議会12月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	9番 高橋善貞	1) 日本製紙釧路工場撤退の影響について
2	18番 松村康弘	1) 自治基本条例の強化について
3	8番 江口智子	1) 町有財産の有効活用について
4	4番 山口雄彦	1) 私道の舗装について
5	5番 佐久間ふみ子	1) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行について 2) 交通弱者の生活支援について

# 令和2年12月定例会一般質問

通告1

**質問 日本製紙釧路工場撤退の影響について**

**答弁 林業、古紙回収事業に大きな影響はありません**

9番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9番、高橋善貞です。日本製紙釧路工場撤退の影響について御質問させていただきます。

日本製紙株式会社は、11月5日開催の取締役会において正式に釧路工場における紙・パルプ事業からの撤退を決議しました。生産終了は2021年、来年8月で9月には設備を全て停止して、関係する従業員約250名は配置転換するとの方針で発表されております。



釧路工場は今年創業100年を迎え、釧路西港の背後にある大きな釧路工場の煙突は製紙工場のシンボルであり、「石炭・漁業・製紙」の三大産業として釧路市の発展を支えました。

この急な釧路工場の操業停止・撤退の発表に対し、釧路市では工場と関連・協力会社で約600人が働いており、家族を含めると2,000人弱の人口減少が予想されるとの見方を示し、急激な人口減などの影響を危惧し11月13日に東京本社へ出向き、釧路工場存続を北海道・市議会・商工会議所などと要請したところです。撤退の理由に「ペーパーレスIT社会」の到来がありましたが、電子新聞・電子教科書・電子決済が当たり前になりつつあり、釧路工場が訴える需給バランスの適正化を図るには、操業停止による生産調整しか方法は無いのかと思うと、とても残念です。

中標津町への影響考えますと、林業においては間伐材をパルプ材として活用ができなくなる可能性があります。今後、中標津町において伐期を迎えた大量のカラマツが、どのように製材・パルプ・チップ生産されていくのかはわかりませんが、少なからず林業・運送業において影響があると思います。

現在、間伐材・林産廃棄物の利活用に対し別海町森林組合が取り組んでいる、酪農畜舎の敷料としての「おが粉」、おが屑と言わないで、さらに粉碎したものを「おが粉」と言うそうで、おが粉の生産などはフリーストール牛舎の敷料、牛のベッドとして堆肥

とおが粉を使ったコンポストバーンなどは、畜産クラスター事業の推進とともに需要が高まると思いますので、根室管内で新たに取り組むべき課題ではないかと思います。

また、釧路工場の生産能力は木材パルプに 840 t/日と古紙パルプ生産量は 920 t/日であり、古紙パルプの原料 85%は関東からの集荷ですが、残りの 15%は道東地域における古紙回収業者や町内会のリサイクル事業で集められてきた古紙や段ボールであり、各町内会に定着してきた資源リサイクル事業の推進に影響がないよう、令和3年度予算編成も含めて考慮する必要があると思います。

これらの課題に対しては新型コロナ対策で活動は現在停滞しておりますが、釧路根室管内の議員で構成する「釧路・根室地方森林・林業・林産業活性化を推進するための連絡会議」、通称釧根林活連絡会議と言っていますが、これにおいて問題提起を検討したいと思います。

この日本製紙釧路工場撤退の対応について、現時点でわかる範囲で結構ですので、町長のお考えをお聞かせください。

#### 【答弁：町長】

高橋議員御質問の日本製紙釧路工場撤退の影響について、御答弁申し上げます。

日本国内における新聞用紙及び印刷用紙をはじめとする洋紙ですね、和洋の洋紙の需要低迷に伴い、操業から 100 年、石炭・水産と共に釧路の「三大基幹産業」の一角を担ってきた日本製紙釧路工場が令和3年8月をもって、紙・パルプ事業の撤退を表明したところであり、釧路市及び道東地域における雇用、経済、人口流出など多岐にわたり大きな影響が懸念されているところでございます。

これら報道を受けまして、本町におきましても林業会社及び関連会社に対し、今後の影響について調査及びヒアリングを実施したところでございますが、本町の林業会社で生産されるチップにつきましては、現在、日本製紙及び王子製紙との取引を行っており、受け入れ先はほとんどが日本製紙釧路工場となっております。発表どおり釧路工場が閉鎖された場合につきましては、引き続き王子製紙及び日本製紙の子会社である日本製紙木材との取引となる予定であり、今まで同様、全量の受け入れ、価格についても多少の変動はあるとのことですが、ほぼ変わりなく取引される予定とのことでございます。

しかしながら、受け入れ先については苫小牧市、旭川市など遠方の製紙工場へ輸送となることや、木質バイオマスにつきましては紋別市や網走市への輸送となることから、距離が遠くなることによる輸送コストの増加が懸念されております。

次に、古紙リサイクルの現状でございますが、東北北海道エリアは基本的に日本製紙及

び王子マテリアの2社へ輸送しており、日本製紙釧路工場が新聞用紙の原紙を受け入れ、雑誌・段ボールについては王子マテリアが受け入れております。閉鎖された場合における新聞用紙の原紙受け入れにつきましては、古紙回収業者及び王子マテリアへ確認したところ、現時点においては不明確ではありますが、古紙リサイクル自体が無くなることはなく、令和3年8月までの間に調整され受け入れ先が決まる予定であり、本町の資源リサイクル事業につきましても影響なく継続して実施する予定でございます。

また、間伐材・林産廃棄物の利活用につきましては、引き続き積極的な需要開拓が必要であり、現在、別海町森林組合が取り組んでおります酪農畜舎で使用される敷料としてのおが粉の生産は、平成26年に道の補助事業を活用して、おが粉製造機一式を導入したものでございまして、町外へ出荷していたチップ原木を有効利用し生産されております。

本町におきましても、中標津町地域材利用促進協議会の中で林業会社や関係機関と連携をしながら、おが粉のニーズや生産コスト、価格などについて調査を行い、併せて根室管内広域による取り組みの可能性についても研究してまいりたいと考えております。

なお、今後につきましても情報収集をしながら多岐にわたる影響について適切に把握するとともに、動向に注意してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和2年12月定例会一般質問

通告2

質問 自治基本条例の強化について

答弁 自治推進会議に諮問してまいります

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。中標津町自治基本条例の強化について質問させていただきます。

平成24年に施行された自治基本条例には全国的にも珍しい町内会に関する記述がございます。

しかしながらこの条項は、「町内会とは居住する地域の地縁による団体を言います」とされ、それと並立する形で町民活動団体について「主体性をもって組織される社会貢献活動により、公益の増進に寄与する団体をいう」と記述され、この二つは一括りの役割を果たす旨の記述になっています。そして参加の促進や相互の連携、行政との協働、協議、提案について記述されています。これらの条項は町内会活動を活性化させえたのでしょうか？



深く現実を直視するならば、条例制定以来のこの10年間の間に、町内会の組織率は刻々低下し、今や過半数を割る状態に至っていることを認めなければなりません。これは原因がさまざまにあるにしても、この中標津町自治基本条例における町内会条項が効果を発揮していないことにもなるのではないのでしょうか？

自助・共助・公助と申しますが、自助では及ばなく共助を発動したり、公助の出動を要請するに当たり、町内会はその合意形成の過程と行政に要請をするに当たり、明らかに他の町民活動団体と違う権能を有しています。いわゆる共助の主体として、地域コミュニティにおける自治の最小基本単位としての存在であり、これについて他の町民活動団体とは明らかに一線を画しているのです。

それゆえ、町内会長は他の活動団体の長とは違う権能を有しており、会員過半数の意思を代弁する責任があります。そして、自治の最小基本単位としての組織であるがゆえに、住民自治を実現しようとする町民は、まず町内会に参加して地域コミュニティの充実に汗を流すことは必然なのだという結論に至ります。

私は自分の所属する町内会において28年間副会長を務め、4人の会長に仕えてまいりました。私の町内会には4階建ての団地があり、その中にニオイヒバの一系列の植栽がなされておりまして、「それが成長して日中室内が暗くてどうにもならない。」「役場に言っても何もしてくれない。」との住民要望に接したことがございます。行政としては、以前に丸山公園の築堤かさ上げに際し、樹木の伐採で町民の激しい非難を受けたこともあり、木を切ることにとても慎重になっているんだらうなと思い、町内会長名で関係する班の皆さんに、「ニオイヒバが成長し日影のせいで団地の一部の居住者が困っています。ついては町内会の責任で適当に間引きをしたいと考えますが、ご異議のある方はいらっしゃいますか」と回覧版を回し合意形成を図った上で、行政の了承を得て除伐を実施したことがございます。近隣のことで自助では及ばず個人で役場の要請にしても、おいそれとは実現されず、地域の合意形成に町内会が役割を果たした例だと考えます。

このような権能を果たす町内会は、有事、非常時、災害時において、行政との連絡が途絶えている際の意味決定においても、非常に重要な役割を果たすのであり、この際、自治基本条例に町内会の位置づけや会長の権限を記述して、町民に町内会と他の任意団体とも差異を明らかにし、よって町内会活動の強化を図ることで、会員数の回復を図るべきと考えますが、いかがなものでございましょうか？

次に、この条例は町の最高規範条例としての理想が高く掲げられております。一方で、第7条、町民参加の機会の確保の記述は、主権者である町民が行政との関わりの中で、意見陳述の権利があることを明記しておりますが、条例制定や政策実施に係る過程で、特に第7条、町民に義務を課し、または町民の権利を制限する内容の条例を制定、改正および廃止しようとするとき、2項、町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定しようとするとき、3項、広く町民が利用する公共施設の管理運営方法を決定するとき、これらの項で町民からの御批判をいただいているような場合、そのことが配慮されなかった場合の対応や処理に係る記述はございません。町民が行政や議会に向き合うときに、この条例を根拠とする場合があるのですから、第6条個人情報の保護のように、対応を別の条例で定めることが記述されているのと同様な視点で一章を加えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか？よろしく御答弁お願いいたします。

**【答弁：町長】**

松村議員御質問の自治基本条例の強化について御答弁申し上げます

平成24年4月に施行されました「中標津町自治基本条例」につきましては、御承知

のことと存じますが、町民の意思が反映されていることや、町の状況に適したものとするため、行政主導ではなく主権者である町民を主体として自治に必要なルールは何か、どのような形式が良いのかを検討し、町民・議会・行政が一体となり制定したものであり、当町の自治の実現に関する最高規範として位置づけられています。

これまでの間、本条例第 37 条において施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに行うと規定されています「条例の見直し」について、条例第 38 条の規定により、この条例を守り育て、実効性を高めるために私の附属機関として設置しております「自治推進会議」に、平成 28 年 10 月に諮問し検討していただいた結果、自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の推進、本条例を多くの町民に浸透させる取り組みが課題であるとの意見が付された上で、本条例の制定にあたっては約 2 年半という長期間の議論を重ね決定した条文であること、及び条例施行以降において社会経済情勢の大きな変化や上位法の改正等によって影響を受ける条項がないことから、特に修正、変更の必要は無いという結論で答申をいただいたところでございます。

現在、前回の諮問・答申から、来年度、令和 3 年度で 5 年を迎えることとなるため、「自治推進会議」において、「条例の見直し」の進め方の検討を行っており、町内会関係者、議会議員及び行政担当者とそれぞれ直接対話を行うなど現状を把握した上、条文に見直す点がないかなどの検討を進める準備を開始したとの報告を受けております。

いずれにしましても、本条例の見直しにつきましては、制定の際に重要視しておりますとおおり、行政主導ではなく町民の意思が反映されるものではなくてはならないと考えております。

なお、時期が参りましたら「条例の見直し」について、私から「自治推進会議」に諮問させていただきまして、改めて町民・議会・行政が一体となり議論を行った結果の答申に基づき手続を進めることとなりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【質問：松村 康弘 議員】

18 番、松村でございます。ただいま町長から御答弁をいただきました。町内会に関わる部分については、中標津町自治推進会議の構成メンバーの中に町内会関連の方がいらっしゃるでしょうから、一つの問題提起とさせていただきますればそれで良いと考えます。

一方で、町民の意思が反映されていると町長も今回 2 回おっしゃいました。私もこのたびこの質問を準備するに当たり条例を通読いたしましたけれども、その時に頭に浮かんだのが、知床ナンバーの件でございます。これが住民の生活に大きく影響を与えてい

るとは思いませんが、今般のまちづくりを考える懇談会、令和2年度分、その1ページに知床ナンバー導入の際になぜ住民投票を行わなかったのかという住民からの質問がございました。議員控室の上にこれが置いてありまして、このことを読みますと、既に4月から知床ナンバーは実施され、それなりに町民にも好感をもって迎えられておりますし、このコロナ禍の中にあつて知床ナンバーが、さん然と輝いているとも考えております。私たちの意思決定は間違っていなかったとは思いますが、住民の方でなぜ住民投票を行わなかったのか。この問いかけはなかなか重いものがあります。この時点ですから。もしこれが自治基本条例の精神に反しているのではないかというふうに質問されたとすれば、もっと重い問いかけではなかったのかとも考えるわけです。ぜひ町長におかれましては、次の自治推進会議に諮問するに当たり、この辺の問題点についてよくよくご勘案の上、諮問されるようにと考えますが、いかがでございしますか？

**【答弁：町長】**

松村議員の再質問にお答えいたします。

知床ナンバーの関係でございしますが、もちろん町の方でも周知をするために広報誌でありますとか、議会の議員の皆様にもお知らせしました。その他にも周知をしたところでございしますが、概ね良好というようなイメージで我々は受け取ってございました。当然、反対する方も、それは当然いらっしゃるのももちろんわかっておりますし、そういった御意見があつたのはわかっておりますが、それがさほど多くはなかつたというのもありまして、そのまま知床ナンバーというふうに参加したわけでございますし、また1町だけでももちろんやるわけではございませんし、地域の全体、特に振興局をまたぐという非常に大きな命題を持っておりましたので、こういった部分では、いろんな部分で地域を盛り上げるというのは必要だと思つて判断をさせていただいたところでございます。

なお、自治基本条例の中での条項文に反するのではないかという意見でございしますが、そこのところはもちろん、今後も慎重に判断をしながらですね、対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

## 令和2年12月定例会一般質問

通告3

### 質問 町有財産の有効活用について

答弁 利便性の高い施設となるよう検討を重ねてまいります

8番 江口 智子 議員

#### 【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。

全世界に150万人以上の死者を出しながら、なおその終息が見通せない新型コロナウイルス。この未知なるウイルスとの戦いの中で生活を立ち行かせるため、今年の流行語大賞でも話題となった「オンライン〇〇」に象徴されるように、仕事や

学びなど、人の集まる場面で密を避けるためのICT機器を活用した取り組みが種々なされてきました。在宅勤務を主とするテレワークや、新しい働き方としてリゾート地などで休暇を取りながら労働する「ワーク」と「バケーション」を掛け合わせた「ワーケーション」という言葉が一気に脚光を浴び、人々の仕事に対する概念、価値感は大きく変容しています。

ここに目をつけた多くの地方自治体は、地方移住や企業のサテライトオフィスを誘致しようとしのぎを削っています。このような状況下、当町においても感染症に強い地域づくりの推進に対する、中標津町新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業補助金を活用した「ソーシャルディスタンスイベント普及事業手ぶらデイキャンプ体験会」が10月10日、11日の2日間にわたって開催されました。緑ヶ丘森林公園を舞台とし、アウトドアメーカーの協賛を得て、コロナ禍にあってもソーシャルディスタンスを保ちながら楽しむことのできるキャンプスタイルを模索するこのイベントには、想定100名を大きく上回る274名の参加者があり、アウトドアへの関心の高まりが現れています。

私もイベント会場へ足を運び、また後日主催者より町内でのキャンプ場に対するお話を伺いました。中標津でキャンプができるのは、現在、緑ヶ丘森林公園と開陽台の2カ所となっていますが、昨今のアウトドアのニーズに対して現場の状況がそぐわず、利用者数において隣接する町のキャンプ場に大きく水をあけられていること、一例を挙げれば、「焚火」は個人、家族連れを問わず必須であり、多くのキャンプ場では芝を痛めな



いよう焚火シートを利用すれば可となっておりますが、森林公園は公園条例で禁止されており、開陽台にあつては規則上可能でも、駐車場に停めた車からわざわざ道具を抱えて上がってまでやる人はいないので、キャンプ場のサイトの口コミを見ながら次の移動場所を決めるオートキャンプやバイクの客などから、選ばれない実態となっているとのことです。キャンプ場の有料化も含め、多くの課題や改善案をまとめた実施報告書が行政側にも提出されているとのことですが、その多くは予算をかけずに現状をこう変えれば使い勝手が良くなるというアイデアにあふれています。

現存のキャンプ場を活かしたワーケーションの推進、アウトドア愛好家の集客に町として今後どのように協議を進める予定であるか町長に伺います。

### 【答弁：町長】

江口議員御質問の町有財産の有効活用について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、観光客の減少など地域経済に甚大な影響を及ぼす一方、外出自粛や感染予防に伴う「新たな生活様式」を実践する中で、働く場所に縛られない「リモートワーク」や「サテライトオフィス」の取り組みなど、通勤時間の短縮や業務効率の向上、仕事と生活の調和といった新しい働き方として多くの企業に採用されるようになりました。

国はこの流れを受けて、東京一極集中の是正や地方への移住、余暇を楽しみながら仕事をするワーケーションの推進など、地方の活性化を後押ししており、当町においても9月定例会で議決いただきました「テレワーク誘致事業補助金」や、先般、観光庁の受託事業として採択され、本定例会に補正予算を上程させていただきましたANAとの連携による、「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業」に取り組むこととしているところでございます。

御質問いただきました緑ヶ丘森林公園は、豊富な自然を生かした町民憩いの場として、パークゴルフ場、キャンプ場、自然散策や野鳥観察などに利用されており、公園全体の利用者数は5月から10月までの6カ月間で約8,000人、キャンプ場が約2,000人と、町内外の方々に利用されております。

緑ヶ丘森林公園は整備されてから40年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、一部の施設が利用できないなど御不便をかけておりますが、本年度、公園内にある木道の更新工事を実施し、今後も継続して施設の更新工事を予定しているところでございます。

近年、アウトドアへの関心が高まる中、本年10月に「ソーシャルディスタンスイベント事業手ぶらデイキャンプ体験会」が行われ、事業終了後には実行委員会から実施報

告書の提出がありまして、会場となった公園のキャンプ場について、最近のアウトドアニーズに十分対応できていないなど、さまざまな御意見をいただいたところでございます。

キャンプ場を含む公園全体は都市公園のため、都市公園法や町の公園条例など、公園管理上必要なルールを設けております。また、開陽台のテントサイトについても、例年多くのライダーなどに利用していただいておりますが、管理運営の面から利用上のルールを設け、利用者の方々の理解を得ながら利用していただきたいと思っております。

今後はこれらの施設について、道内の公園やキャンプ場の利用状況などの情報収集を行うとともに、観光協会や利用者の方々の御意見を伺いながら、利便性の高い施設となるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

本町は北海道の中でも雄大な自然を有しながら、空港・病院・学校といったインフラや商業施設が充実し、他の地域にはない魅力や優位性があると考えております。

今後は、コロナ終息後を見据えたテレワークやワーケーションを推進するとともに、緑ヶ丘森林公園や開陽台などの町有財産の有効活用を図りながら、観光振興・移住促進・企業誘致など、交流人口や関係人口の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。ただいま答弁いただきましたように、森林公園は生活インフラや商業施設が充実する市街地と近く、町民に親しまれる公園としての機能も保護しながら、立地の優位性を活かしたキャンプ場としての活用を期待するところです。

また、ライダーの聖地として名高い開陽台は、町を代表する観光スポットでもありますので、観光協会やアウトドア愛好家など、知見を有する個人・団体と協議しながら利便性の向上を図れば、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復のみならず、移住施策の予備段階としての魅力を発信する大きな可能性を秘めています。

現在、キャンプ場を所管するのは、開陽台が経済部、森林公園は建設水道部であり、管理するのは中標津都市施設管理センターと分かれていることから、どのように部局間また関係諸機関と情報共有を図り、有効活用に取り組まれるのかについて質問いたします。

**【答弁：町長】**

江口議員の再質問に御答弁申し上げます。江口議員がおっしゃるように所管する部局が分かれているところ、そしてまた管理はまた別な団体ということで、確かにそういうところは弱みになっているなという感じはもちろんです。

しかし、町挙げて交流人口・関係人口の増というふうに私もうたっておりますので、そういったところはしっかり連携プレーをさらに強化しながら、お客様が増えるように努力したいと思っております。

なお、開陽台につきましては余り整備が進んでいないという現状があります。そして、森林公園につきましては整備が終わったけども、随分古くなっているということがございますので、今後に向けまして、そういったキャンプ場のいろんな利便性を高めるための整備につきましては、この後ですね、ゆっくりと時間をかけて検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

# 令和2年12月定例会一般質問

通告4

## 質問 私道の舗装について

答弁 私道の用地取得、道路整備を行う考えはございません

4番 山口 雄彦 議員

### 【質問：山口 雄彦 議員】

4番、山口雄彦です。私道の舗装について町長に御質問いたします。

計根別こども館、えみふる東側の住宅地内にある計根別南2条東4丁目37番1他一筆の公衆道路には、現在、住宅が20軒ほど建ち並んでおります。私道ということで舗装されておりませんが、周辺住民にとってはなくてはならない大切な生活道路となっております。



しかし、その道路は私道であるため舗装されておらず、道路が凸凹になり車や自転車などは走りづらく、人数は少ないですが計根別学園や幼稚園に通うお子さんもおおり、安全な道路とは言えません。

また、雪解け水や雨水が原因で大きな水たまりができたり、夏の乾燥した日は砂ぼこりに悩まされ、洗濯物を外で干すことなどは大変気を使う作業となるなど、付近の住民は大変不便な生活をしております。

現状、計根別も含め町内にはこのような状況にある生活道路があり、町内会等からの要望も数多くあることは承知しており、また、道路整備5箇年計画に基づき計画的に取り組まれていることも承知しております。

しかしながら、多くの住民が困っているこの道路を含め、市街地の道路舗装は喫緊の課題と考えます。早急に土地の持ち主の方と協議をしていただく等、その土地を町が取得し町道として整備を進めることについて町長の考えをお聞かせください。

**【答弁：町長】**

山口議員御質問の私道の舗装について御答弁申し上げます。

道路は人や車が安全、円滑、快適に移動する交通機能と、防災上必要な公共空間の確保、緑化などの景観形成及び広域的な地域間交通などの機能があるほか、経済活動や地域活動を支える最も身近な社会基盤として大きな役割を果たしております。

道路には国が管理する国道、北海道の道道、市町村が管理する市町村道がございます。そして個人や団体または利用者が管理する私道がございます。

本町が管理する町道の整備につきましては議員御承知のとおり、各町内会から要望を調査し道路整備5箇年計画を策定し、計画に基づき整備を行っております。

町道は町全体で642路線、632.5キロありまして、うち舗装済延長は374.5キロメートルで舗装率は60.1%となっております。計根別市街地は21路線、8.2キロメートルありまして、うち舗装延長は6.2キロメートルで舗装率は75.4%であり、各地域からの要望に対し町道の整備が十分進んでいるとは言えない状況となっております。

依然として、町内各地域から町道整備に関する要望は期待が高く、今後においても厳しい財政状況の中、町道の維持管理と道路整備5箇年計画に基づいた町道の整備を進めていくことから、町が私道の用地取得、道路整備を行う考えは今のところございませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 令和2年12月定例会一般質問

通告5

**質問 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行について**

**答弁 財源確保が可能な場合に検討してまいります**

5番 佐久間ふみ子 議員

【質問：佐久間ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。

1点目、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行についてお尋ねいたします。

例年、インフルエンザ流行期には発熱など症状を訴える患者が増えますが、仮に新型コロナとインフルエンザが同時流行すれば、症状だけでは見分けが付きません。医療現場が混乱し逼迫する恐れもあります。インフルエンザの予防接種を効果的に進め、発症者や重症者を抑制することが重要ということです。



日本感染症学会は、この冬は新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきであると発表しています。世界保健機関も今年はインフルエンザの予防接種を積極的に受けるよう呼びかけています。

全国的に10月1日から優先接種で65歳以上の高齢者や、心臓や腎臓、呼吸器に疾患がある人が受けて、それ以外の希望者は10月26日から接種が始まっています。

約2カ月たちますが、中標津町の接種状況とワクチンの供給量は、希望者に行き渡る量は確保できているのでしょうか？

子育て中のお母さんたちから「インフルの予防接種をさせたいが、経済的に厳しいのでできない」「子供の分だけでも町で助成してもらえないか」と切実な声がありました。学校や幼稚園・保育園でマスクの着用、手洗いの励行、消毒、三密回避など基本的な対策を徹底して行っていると思いますが、集団感染が懸念されるところです。

当町は65歳以上と基礎疾患のある60歳から64歳を対象に2,600円ワクチン接種の助成をしていますが、それ以外はそれぞれ自己負担です。全国的にも接種費用の助成に、国の地方創生臨時交付金を財源に活用して無償化を行っている自治体もあるようです。近隣の別海町では、生後6カ月から12歳は自己負担500円で、2回目も同じ金額、13

歳から 15 歳は 1,000 円の自己負担で受けられるそうです。

中標津町も新型コロナ対策一環として、低年齢層へのインフルエンザワクチン助成の拡大をする必要があるのではないかとと思いますが、西村町長の考えをお聞かせください。

**【答弁：町長】**

佐久間議員御質問の新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は全国各地において感染が拡大し、北海道内におきましても都市部では医療機関が逼迫するなど、全道各地に拡大している状況でございます。

一方で、インフルエンザの発生状況を調べてみますと、1 週間ごとの集計が公表されておりまして、8 月 31 日から 11 月 22 日までの 12 週間分を集計した患者総数では、全国で 217 人です。同時期における昨年の患者総数は 70,886 人でありまして、0.3% と極めて少ない報告がされております。専門家の見解によりますと患者数が少ない要因は、新型コロナウイルス感染防止対策である手洗いと手指消毒、マスク着用、三密を避ける行動などの対策が進められていることにより、インフルエンザの流行防止につながっていると考えられております。

インフルエンザワクチンの予防接種の接種状況でございますが、町が助成している 65 歳以上の接種状況は、今年 10 月から 11 月の 2 カ月間で接種率は 39.2% でございます。昨年の 10 月から 11 月の接種率は 33.2% で、今年より 6% の増加となっております。今年各医療機関、インフルエンザワクチンを接種する方が増加することを見込んでワクチンを確保いたしました。町立中標津病院では既に見込んだ数量に達したことから接種制限を行っております。近隣市町村におきましてもワクチンが不足し、接種できない状況にあるとお聞きしております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、低年齢層へのインフルエンザワクチンの助成について検討をしたところでございますが、ワクチンが十分に用意できない懸念がありましたので、今年度の助成は見送ったところでございます。

今後のインフルエンザ予防接種の助成につきましては、接種希望者数に見合うワクチンの確保を前提として、国や道からの交付金あるいは補助金など財源確保が可能な場合に、早い段階で検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

## 質問 交通弱者の生活支援について

### 答弁 効率的な方法を引き続き検討してまいります

5 番 佐久間ふみ子 議員

#### 【質問：佐久間ふみ子 議員】

5 番、佐久間ふみ子でございます。

2 点目、交通弱者の生活支援についてお尋ねいたします。

8 月改選で町議会議員になって初めて受けた町民からの要望が、町内バスの見直しを求めたものでした。高齢者・運転免許返納者・障害者など多くの方が移動が困難と感じています。

町内循環バスがありますが、利用したくても運行状況がわかりづらく便数が少ないので不便など、全く利用者目線でないと感じます。

町内バスに関しては、これまでもたびたび定例会で先輩議員の方が議題に取り上げ、改善を求めてこられました。直近では、平成 31 年 3 月定例会で佐野議員から、免許返納者や交通弱者への対応についてということで、新たな交通手段の一例として、曜日を決めて予約制にして利用できるデマンドバスを提案されています。

それに対して西村町長は、町民が感じているさまざまな問題をよく理解し、共感されている答弁の内容だったと思います。それは「市街地から離れた地域の移動手段と市街地を走る定期路線を組み合わせ、行政・民間・地域で公共交通のあり方を検討していく」と御答弁されていました。

その後、各関係団体との進捗状況はどのようになっていますか？町長にお尋ねいたします。

#### 【答弁：町長】

佐久間議員御質問の交通弱者の生活支援について御答弁申し上げます。

街中を運行するバスの形態は、武佐・俣落・養老牛の町有バス 3 路線、町内循環線、JR 代替バス路線、地域間幹線の鉤路・羅臼線の大きく 4 つに区分されております。このうち、町内の委託事業として運行する路線や民間バス事業者が運行する路線、他の自治体を經由する路線も存在し複雑な状況となっており、議員御指摘のとおり、運行状況がわかりづらい状況になっているものと考えられます。

今後、天候等による運休情報も含めまして、当町のホームページやフェイスブックなどにおいて周知を充実させるなど、引き続き情報発信に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、地域公共交通のあり方の検討でございますが、先に御説明を申し上げましたとおり、路線によって異なるバス事業者が運行していることや、他自治体と共同で運行している路線もありまして、難しい課題も多々あるのが現実でございます。まず第一段階としましては、乗客数に見合ったバスの運行ということで、大型から中型あるいは10人乗り程度の通勤バスへの転換を図り、小型化・最適化が必要であると考え、9月定例議会で承認をいただきましたとおり、町有バス養老牛線におきまして10人乗りの通勤バスに転換し運行を予定したところでございます。

コロナ禍において、行政・民間・地域で公共交通のあり方について十分な議論を進めることができておりませんが、都市計画マスタープランにおいて、「公共交通」をテーマに議論されているところでもあり、それらの御意見、また今後は単なる乗降調査ではなくて、利用者アンケートや2次交通も含めた調査の実施を検討し、限られた財源の中で免許返納者のみならず、子供から高齢者まで利用しやすい運行整備を推進する上で、効率的な方法を引き続き検討したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【質問：佐久間ふみ子 議員】**

5番、佐久間ふみ子でございます。再質問させていただきます。

私も実はこれまでほとんどバスに乗ったことがありませんでしたが、町民の相談を受けて8月に何十年ぶりにバスに乗ってみました。車内はクーラーが効いて涼しく、西に住んでいる友人宅まで約30分間。車窓を眺めながら快適な乗り心地でした。実際に乗ってみてバスをもっと有効活用するべきだと感じました。

御答弁では、各事業者とのさまざまな問題や複雑な状況があり十分に議論されていないということですが、バスの利用者を増やすために、町内会・各種団体に免許返納後を想定したバスを利用したイベント開催を呼びかけたり、町としてバスの日を設けて、自助・共助を広く働きかけるべきだと考えます。町民に親しまれるバスの利用者拡大に向けて、町長のお考えを伺います。

**【答弁：町長】**

佐久間議員の再質問に御答弁申し上げます。

複雑な状況等ありますけれども、実際に乗っている人数が残念ながら増えていないという状況がございますので、議員おっしゃるとおり、いろんなあの手この手を使いながら、バスの利用状況を高めるように努力したいと思います。

一案でありますけれども、言われましたバスの日によることによって、住民の方にバスをよく知ってもらうっていうことは非常に大切な部分だと思いますので、検討を続けてまいりたいと思います。以上でございます。